

少年の立ち直りに協力して下さる方を探しています！

家庭裁判所の補導委託制度をご存じですか？

家庭裁判所では、民間のボランティアの方々に、少年の「補導委託先」として協力していただいています。

「補導委託」とは、家庭裁判所が少年の最終的な処分を決める前に、民間のボランティアの方に、非行のあった少年をしばらくの間預け、少年に仕事や通学をさせながら、生活指導をしてもらうという制度です。少年を預かっていただく個人や施設のことを「補導委託先」、補導委託先の責任者の方を「受託者」と言います。



補導委託は、建設業、製造業、農家、飲食店、理美容店の経営者などの個人の方々のほか、児童福祉施設、更生保護施設などをお願いしています。受託者の方には、少年と生活を共にしたり、仕事を教えていただいたりする中で、生活習慣や、社会人としての心構えなどについて指導していただいています。受託者やその家族の方々と一緒に生活することは、少年が、家族や他人との付き合い方を見つめ直し、非行から立ち直る大変よいきっかけになっています。



受託者になるための特別な資格は必要ありません。

ただ、少年を預かって、生活全般についての指導をしていただくこととなりますので、適当な環境や設備を備えていること、少年の秘密を守ることなどに配慮していただいています。

また、何より家庭裁判所と密に連絡をとりながら愛情と熱意を持って少年を指導していただくよう、お願いしています。

少年の立ち直りを助ける苦勞、やり甲斐、生き甲斐とは

あるみかん農家の受託者は、「少年を預かっている間は、朝、目が覚めると、少年がまだいるだろうかと心配で飛び起きます。」と苦勞を話されます。ですが、それでも受託者を続ける理由について、「食事を満足にしていなかった子が多いので、うちでは家族と一緒に腹いっぱい食事をとらせます。そうすると身体がしっかりしてきて、氣力も湧いてきます。」「一緒に農作業をしているときに、ふと、『お金でもなく、暴力でもなく、人は友だちになれるんですね。』とつぶやいた子がいました。ごく当たり前の人間関係を経験してくれればと思います。」と話されました。



また、これまで1000人以上の少年を受託してきた料理店の受託者は、「少年に関わることに手がとられ、家族にも負担をかけたと思います。」と苦勞を話されます。ですが、「最初は簡単な作業もできなかった子が、少しずつ仕事を覚え、最後には周囲の人と自信を持って会話ができるまでに成長する姿を見ると、預かって良かったと思います。」「委託から何年か経って、就職や結婚の報告に来たり、家族連れで訪ねて来る子もいて、やってよかったと思います。」と話されます。

受託者の方々は、日夜、寢食を共にしながら、真正面から少年に向き合い、少年の立ち直りを助けておられます。大変な苦勞もありながら、将来ある少年の立ち直りにたずさわることに、やり甲斐や生き甲斐も感じておられます。

家庭裁判所では、必要なときに適切な補導委託先に少年を預けることができるように、補導委託先になっていただける方を求めています。補導委託に関するお問い合わせは、**福岡家庭裁判所少年調査官室(092-981-9631)**で承っております。お気軽にお問い合わせください。